

## IV. 外為法の輸出承認

バーゼル法が規制する貨物（特定有害廃棄物等）を輸出する者は、バーゼル法第4条第1項の規定に従い、外為法第48条第3項の規定による経済産業大臣の輸出承認を受けなければなりません。また、当該輸出承認の前に、環境省が相手国（輸入国及び通過国）に申請内容に基づき輸出に係る移動計画の事前通告を行い、相手国が当該貨物の輸入に係る同意を書面により示し、同書面を環境省が受領することが必要です。

申請に必要な書類、輸出承認の基準等は以下のとおりです。

なお、OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しない場合は、輸出に際しバーゼル法第4条第3項に基づく環境大臣の確認を得る必要がありますので、輸出者は、個別に環境省に御相談ください。

### 輸出承認の申請

輸出承認の申請に必要な書類は以下のとおりです。

(1) 輸出承認申請書（別表第1の2）**[2通]**（10ページ；参考4-1の様式及び記入例参照。）

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

OECD 加盟国向けであって、OECD 省令に掲げるものの輸出の場合と OECD の非加盟国（以下「OECD 非加盟国」という。）向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の場合において提出書類が異なる。

#### ① 共通事項

イ 輸出承認申請理由書 1通（申請理由書様式によるもの）（14ページ；参考4-2の様式及び記入例参照。）

ロ 申請者が法人である場合は登記簿の謄本、個人である場合は住民票の写し 1通（ただし、輸出承認の申請実績が無い場合又は前回申請時まで提出した当該書類に記載された事項に変更が生じた場合に限る。）

ハ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し（英語あるいは日本語または輸出国で理解可能な言語で記載されていること。日本語で書かれている場合には英語訳もしくは相手国で理解可能な言語の訳文を添付すること。） 1通

ニ 特定有害廃棄物等の運搬の手段及び経路（輸出入地点）の詳細を記載した貨物のフロー図 1通（16ページ；参考4-3参照。）

ホ 適用品目が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物に該当する場合は同法第10条第1項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく環境大臣の輸出の確認書（同法第10条第2項（同法第15条の4の7第1項において準用する場合を含む。）に規定する者が輸出しようとする場合を除く。）の写し 1通

ヘ 適用品目に係る輸出移動書類（申請書）**2通**

※輸出承認を受けた後、実際に貨物を輸出する前に交付申請を行うもの（38ページ；第VI章へ）。

ト 別紙様式（通告書）に示す書類 1通（17～29ページ；参考4-4の様式及び参考4-5の説明書を参照。）

チ その他の必要と認められる書類 各1通

例えば、以下の書類が必要となる場合があります（これ以外の書類が必要となることもありますのでご協力ください。）。

イ 特別有効期間設定依頼書（30ページ；参考4-6参照。）

ロ 貨物に係る情報（概要、カラー写真、成分分析表等）

※使用済み鉛バッテリーのリサイクル目的での輸出のように、明らかに特定有害廃棄物等である場合は成分分析表の提出は不要です。原則として、構成成分（有用物及び有害物）の含有量等が分かるものをお願いします。

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の氏名又は名称、住所又は所在地、連絡責任者氏名、電話、FAX番号、E-mail アドレスが確認できる名刺等の写し

ニ 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨等の確認書

※市況の変動により取引価格が逆有償になる可能性がある取引の場合（31 ページ；参考 4-7 の記入例参照）

② OECD 加盟国向けの場合（OECD 省令に掲げる物に限る。）

申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の契約書、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間の契約に相当する取決めの書類（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。） 1 通

③ OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しない物の場合

イ 申請の理由に関する次の書類 各 1 通

i 輸出される特定有害廃棄物等を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しないとの理由で申請を行う場合には、申請者がそのように判断した根拠を示した書類

ii 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合には、処分者が輸入国において当該特定有害廃棄物等を再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要としている旨の宣言書

ロ 申請者、運搬者及び処分者が輸出、運搬又は処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有することを証する次の書類（申請日の前年度のもの）各 1 通

i 申請者にあつては資金調達方法、貸借対照表、損益計算書、再輸入又は代替措置を実施する際の経費に関する見積もり等を示す書類

ii 運搬者又は処分者にあつては、資本金、売上高等に関する書類

ハ 申請者、輸入者、運搬者及び処分者の間の、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約書又はその契約を証するに足る書類の原本及びその写し 各 1 通

ニ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類の原本及びその写し 各 1 通

ホ 特定有害廃棄物等の排出に関する次の書類 1 通

排出事業場の名称、所在地、排出施設及び排出工程

ヘ 特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生じる残滓の処分を含む。）に関する次の書類 各 1 通

i 処分のための施設の種類、設置場所、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画、過去の実績

ii 処分のための施設の構造の平面図、立面図、断面図及び設計計算書（最終処分場にあつては、周辺の地形、地質、地下水の状況を示す書類）

iii 処分者又は処分のための施設に対する公的な許可等の書類がある場合は当該書類

iv 特別な取扱いの指示

ト 輸入国における特定有害廃棄物等の処分（特定有害廃棄物等の処分に伴って生ずる残滓の処分を含む。）に関する規制及び環境保全対策に関する次の書類 各 1 通

i 輸入国における環境関連規制の遵守の状況

- ii 大気汚染防止対策（排ガスの処理方法、排ガスの量及び性状）、水質汚濁防止対策（排水の処理方法、排水の量及び性状、放流の方法、放流先の水質の状況）等の環境保全対策
- iii その他の環境保全上の対策であって、環境保全上適正な方法で処分されると処分者（処分に伴って生じたものの処分者を含む。）が評価している根拠となる情報
- チ 適用品目についての輸出承認の申請をしようとする者の署名のある次の書類 各1通
  - i 有害物質の含有の程度及び有害特性の内容を示す書類
  - ii 条約付属書Ⅰ及びⅡの該当するY番号、条約付属書Ⅲの該当するH番号、告示における該当箇所及び国際連合分類区分

## 輸出承認の基準

輸出承認の申請は、以下の基準に該当する場合に限り承認されます。

### （1）OECD 加盟国向け輸出の場合

特定有害廃棄物等（OECD 省令に掲げる物に限る。）の OECD 加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記輸出承認の申請に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記輸出承認の申請（3）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。  
ただし、OECD 省令第2号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して30日以内に輸入国及び OECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。
- ② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）
- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

### （2）OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しない特定有害廃棄物等の輸出の場合

特定有害廃棄物等の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記輸出承認の申請に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記輸出承認の申請（3）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

- ① 次のいずれかに該当すること。
  - イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。
  - ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

- ② 条約の非締約国への輸出でないこと。
- ③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。
- ④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。
- ⑤ 輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。  
ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときにはこの限りでない。
- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸入国から確認を得ていること。
- ⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあつては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。
- ⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。
- ⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。

なお、上記輸出承認の申請に従って申請を行った場合であっても、日本（環境省）から相手国当局に輸出に係る事前通告を送付した後、相手国当局から環境省宛に、輸入又は通過の同意に必要なとして、各国の法令に照らして追加の資料提出や通告内容の修正等が求められる場合があります。この場合には、環境省又は経済産業省から相手国当局が求める対応の内容について輸出者に連絡されますので、必要な追加書類を環境省又は経済産業省に提出する又は輸出者の責任において相手国の要求に対応するようお願いいたします。

また、環境省から輸入国等から事前通告を送付しても、相手国当局の判断等により輸入等の同意回答が送付されない場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

## 輸出承認の条件

輸出承認の申請が承認される場合は、次の条件が付されます。（輸出承認証の条件欄に記載されます。）

- (1) 本輸出承認証により輸出される貨物を運搬する者が、別途経済産業大臣が交付する「輸出移動書類」を携帯し、かつ同書類に記載された内容に従って運搬するよう措置すること。
- (2) 経済産業大臣が求める場合であつて、本輸出承認証により輸出された貨物の処理が終了した場合には、それを証する書類を添付して、経済産業大臣に報告すること。
- (3) 本輸出承認証に係る貨物の輸出に関し、変更の必要が生じた場合は、経済産業大臣に届け出てその指示に従うこと。

# 輸出承認申請に必要な書類の様式と記入例

## (参考 4-1) 輸出承認申請書 (様式及び記入例)

別表第一の二

根拠法規	輸出貿易管理規則第1条第1項第2号
主務官庁	経 済 産 業 省

### 輸 出 承 認 申 請 書

経済産業大臣又は \_\_\_\_\_ 税関長殿

申 請 者

記名押印  
又は署名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

※承認番号	_____
※有効期限	_____

申請年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

(2) 荷受人 \_\_\_\_\_ 住 所 \_\_\_\_\_

(3) 仕向地 \_\_\_\_\_ 経 由 地 \_\_\_\_\_

(4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令 別表第2 貨物番号	単 位	数 量	価 額	
					単 価	総 額
				計		計

(ただし、数量及び総額が \_\_\_\_\_ %増加することがある。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、

{ 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
輸出貿易管理令第2条第1項第1号 (及び第 号) } の規定により  
輸出貿易管理令第8条第2項

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件
----

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印 \_\_\_\_\_

(裏面)

※通関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。  
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。  
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。  
(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。

**注意点**  
 ①輸出承認申請書は、両面で作成すること。  
 ②代表者の押印を忘れないこと。  
 ③申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること  
 (その際、申請書内には別紙参照など、別紙があることを記入すること)。

根拠法規 輸出貿易管理規則第1条第1項第2号  
 主務官庁 経済産業省

認 申 請 書

作成枚数  
 原本： 2通

経済産業大臣又は \_\_\_\_\_ 税関長殿

申 請 者

記名押印  
 又は署名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

印

申請年月日 \_\_\_\_\_

住 所 東京都〇〇区〇〇〇〇

電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇



次の輸出の承認を輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定により申請します。

取引の明細

(1) 買主名 〇〇〇〇 〇〇 INC 住 所 111. 〇〇〇-〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, KOREA

(2) 荷受人 買主と同じ 住 所 買主と同じ

(3) 仕向地 大韓民国 経 由 地 DIRECT

(4) 商品内容明細

商 品 名	型及び等級	輸出貿易管理令		単 位	数 量	価 額	
		別表第2 貨物番号				単 価	総 額
LEAD ACID BATTERY	ISRI-RINK	35-2(1)		M/T	1,000	US\$ 30,000.00	US \$30,000,000.00 (CIF BUSAN)
大韓民国向けの使用済み鉛バッテリー (希硫酸入り)の記載例です。							
					計 1,000M/T		計 US\$30,000,000.00

(ただし、数量及び総額が  %増加することがあ

る。)

※承認又は不承認

この輸出承認申請は、  
 { 外国為替及び外国貿易法第67条第1項  
 輸出貿易管理令第2条第1項第1号 (及び第 号)  
 輸出貿易管理令第8条第2項 } の規定により

承認	する。
承認	しない。
次の条件を付して	承認する。

条件

経済産業大臣又は税関長の記名押印

日 付 \_\_\_\_\_

資 格 \_\_\_\_\_

記名押印

(裏面)

※通 関

税関申告番号	商 品 名	船 積 数 量	送 状 金 額	積 出 港	通 関 月 日	税関記名押印

- 注 (1) ※印の欄は、記入しないで下さい。  
(2) 記載事項は、やむを得ない場合には、英語で記入しても差し支えありません。  
(3) 用紙の大きさは、A列4番とします。  
(4) この申請書は、輸出貿易管理令第2条第1項第2号に該当する場合には、使用できません。



(参考 4-2) 輸出承認申請理由書 (様式及び記入例)

年 月 日

経済産業大臣 あて

申請者 (氏名又は名称) 印  
(住 所)  
担当者 (所属部署名)  
(氏 名)  
(電話番号)

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

1. 仕向地
2. バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国
3. 買主名及びその住所
4. 最終需要者名及びその住所
5. 輸出貨物の概要
  - ① 貨物名 (商品名、型及び等級)
  - ② 数量及び価格
6. 最終需要者の用途
7. 輸出の理由及び経緯

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

(別紙参考様式)

注意点

- ①代表者の押印を忘れないこと。
- ②申請書に記入しきれない場合は、詳細は別紙に記入すること（その際、申請書内には別紙参照など、別紙があることを記入すること）。

平成〇〇年〇月〇〇日



申請者 株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
住所：東京都 〇〇区 〇〇〇〇

担当者 貿易管理部  
取締役 〇〇 〇〇  
電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

輸出承認申請理由書

当該貨物は、下記の通り輸出貿易管理令別表第2の35の2の項に掲げる貨物に該当するので申請します。

記

- 仕向地  
大韓民国
- バーゼル条約締約国又は OECD 加盟国  
OECD 加盟国
- 買主名及びその住所  
〇〇〇〇 〇〇 Inc.  
111, 〇〇〇-〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, KOREA
- 最終需要者名及びその住所  
〇〇〇〇 〇〇 Inc.  
111, 〇〇〇-〇〇〇, 〇〇〇〇, 〇〇〇〇, KOREA
- 輸出貨物の概要
  - 貨物名（商品名、型及び等級）  
Lead Acid Battery (ISRI-RINK)
  - 数量及び価格  
1,000 MT US\$ 30,000,000.00 (US\$ 30,000.00/MT)
- 最終需要者の用途  
鉛の回収
- 輸出の理由及び経緯  
輸入国において鉛の需要が高く、買い主から依頼があり使用済鉛バッテリーをリサイクル目的で輸出するもの。  
使用済鉛バッテリーの希硫酸は環境に影響のないよう、輸出国最終処分場で浄化処理されることを確認している。

(注) 用紙の大きさは、A列4番とします。

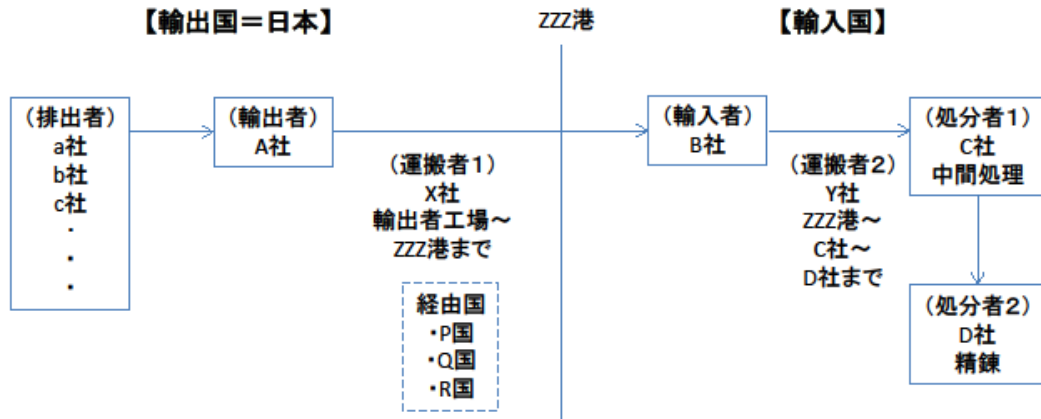
(参考 4-3) 運搬手段及び経路を記載した貨物のフロー図

**【特定有害廃棄物等の運搬に関する書類】**

- イ 梱包の形態及び数量：
- ロ 運搬の手段及び経路(輸出入地点)の詳細：貨物のフロー図参照
- ハ 特別な取扱いの指示：



**貨物のフロー図**



**【注意事項】**

- 当該申請の関係者を遺漏無く記載する。
- 全ての項目において、通告書類の記載内容と必ず一致させる。
- 排出者が多数の場合は、「a社等」としてもよい。
- 同じ区間で起用する可能性のある運搬者が複数の場合は、それぞれ記載する。

(参考 4-4)別紙様式 (通告書) に示す書類 (様式)

(別紙様式)

**Notification document for transboundary movements/shipments of waste**

<b>1. Exporter - notifier</b> Registration No: Name: Address:  Contact person: Tel: Fax: E-mail:		<b>3. Notification No:</b> <b>Notification concerning</b> A.(i) Individual shipment: <input type="checkbox"/> (ii) Multiple shipments: <input type="checkbox"/> B.(i) Disposal (1): <input type="checkbox"/> (ii) Recovery : <input type="checkbox"/> C. Pre-consented recovery facility (2,3) Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/>	
<b>2. Importer - consignee</b> Registration No: Name: Address:  Contact person: Tel: Fax: E-mail:		<b>4. Total intended number of shipments:</b> <b>5. Total intended quantity</b> Tonnes (Mg):m <sup>3</sup> : (4): <b>6. Intended period of time for shipment(s) (4):</b> Start date Last date:	
<b>8. Intended carrier(s)</b> Registration No: Name (7): Address:  Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5):		<b>7. Packaging type(s) (5):</b> <b>Special handling requirements (6):</b> Yes: <input type="checkbox"/> No: <input type="checkbox"/> <b>11. Disposal / recovery operation(s) (2)</b> D-code / R-code (5): Technology employed (6):  Reason for export (1,6):	
<b>9. Waste generator(s) - producer(s) (7)</b> Registration No: Name: Address:  Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6) Process of generation (6)		<b>12. Designation and composition of the waste (6):</b>   <b>13. Physical characteristics (5):</b>	
<b>10. Disposal facility (2):</b> <input type="checkbox"/> or <b>recovery facility (2):</b> <input type="checkbox"/> Registration No: Name: Address:  Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		<b>14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state)</b> (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: (viii) H-code* (5): (ix) UN class (5): (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*:	
<b>15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port)</b>			
State of export - dispatch		State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination
(a) JAPAN			
(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT			
(c)			
<b>16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community):</b> Entry: Exit: Export:			
<b>17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (1) declaration:</b> I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.			
Exporter's - notifier's name: Date: Signature: _____ (Printed name) ( )		<b>18. Number of annexes attached</b>	
Generator's - producer's name: Date: Signature: _____ (Printed name) ( )			
FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionaly, other forms are also acceptable)			

<p><b>19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1):</b></p> <p>Country: _____</p> <p>Notification received on: _____</p> <p>Acknowledgement sent on: _____</p> <p>Name of competent authority: _____</p> <p>Stamp and/or signature: _____</p>	<p><b>20. Written consent (1;8) to the movement provided by the competent authority of (country):</b></p> <p>Consent given on: _____</p> <p>Consent valid from: _____ until: _____</p> <p>Specific conditions: No: <input type="checkbox"/> If Yes, see block 21 (6): <input type="checkbox"/></p> <p>Name of competent authority: _____</p> <p>Stamp and/or signature: _____</p>
<p><b>21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting</b></p>	

(1) Required by the Basel Convention

(2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facilit(y)ies when required

(3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies

(4) Attach detailed list if multiple shipments

(5) See list of abbreviations and codes on the next page

(6) Attach details if necessary

(7) Attach list if more than one

(8) If required by national legislation

## List of abbreviations and codes used in the notification document

<b>DISPOSAL OPERATIONS (block 11)</b>			
D1	Deposit into or onto land, (e.g., landfill, etc.)		
D2	Land treatment, (e.g., biodegradation of liquid or sludgy discards in soils, etc.)		
D3	Deep injection, (e.g., injection of pumpable discards into wells, salt domes or naturally occurring repositories, etc.)		
D4	Surface impoundment, (e.g., placement of liquid or sludge discards into pits, ponds or lagoons, etc.)		
D5	Specially engineered landfill, (e.g., placement into lined discrete cells which are capped and isolated from one another and the environment, etc.)		
D6	Release into a water body except seas/oceans		
D7	Release into seas/oceans including sea-bed insertion		
D8	Biological treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list		
D9	Physico-chemical treatment not specified elsewhere in this list which results in final compounds or mixtures which are discarded by means of any of the operations in this list (e.g., evaporation, drying, calcination, neutralization, precipitation, etc.)		
D10	Incineration on land		
D11	Incineration at sea		
D12	Permanent storage, (e.g., emplacement of containers in a mine, etc.)		
D13	Blending or mixing prior to submission to any of the operations in this list		
D14	Repackaging prior to submission to any of the operations in this list		
D15	Storage pending any of the operations in this list		
<b>RECOVERY OPERATIONS (block 11)</b>			
R1	Use as a fuel (other than in direct incineration) or other means to generate energy (Basel/OECD) - Use principally as a fuel or other means to generate energy (EU)		
R2	Solvent reclamation/regeneration		
R3	Recycling/reclamation of organic substances which are not used as solvents		
R4	Recycling/reclamation of metals and metal compounds		
R5	Recycling/reclamation of other inorganic materials		
R6	Regeneration of acids or bases		
R7	Recovery of components used for pollution abatement		
R8	Recovery of components from catalysts		
R9	Used oil re-refining or other reuses of previously used oil		
R10	Land treatment resulting in benefit to agriculture or ecological improvement		
R11	Uses of residual materials obtained from any of the operations numbered R1-R10		
R12	Exchange of wastes for submission to any of the operations numbered R1-R11		
R13	Accumulation of material intended for any operation in this list.		
<b>PACKAGING TYPES (block 7)</b>		<b>H-CODE AND UN CLASS (block 14)</b>	
1.	Drum		
2.	Wooden barrel		
3.	Jerrican		
4.	Box		
5.	Bag		
6.	Composite packaging		
7.	Pressure receptacle		
8.	Bulk		
9.	Other (specify)		
<b>MEANS OF TRANSPORT (block 8)</b>			
R =	Road		
T =	Train/rail		
S =	Sea		
A =	Air		
W =	Inland waterways		
<b>PHYSICAL CHARACTERISTICS (block 13)</b>			
1.	Powdery/powder		
2.	Solid		
3.	Viscous/paste		
4.	Sludgy		
5.	Liquid		
6.	Gaseous		
7.	Other (specify)		
		UN Class	H-code      Characteristics
		1	H1      Explosive
		3	H3      Flammable liquids
		4.1	H4.1      Flammable solids
		4.2	H4.2      Substances or wastes liable to spontaneous combustion
		4.3	H4.3      Substances or wastes which, in contact with water, emit flammable gases
		5.1	H5.1      Oxidizing
		5.2	H5.2      Organic peroxides
		6.1	H6.1      Poisonous (acute)
		6.2	H6.2      Infectious substances
		8	H8      Corrosives
		9	H10      Liberation of toxic gases in contact with air or water
		9	H11      Toxic (delayed or chronic)
		9	H12      Ecotoxic
		9	H13      Capable, by any means, after disposal of yielding another material, e. g., leachate, which possesses any of the characteristics listed above

Further information, in particular related to waste identification (block 14), i.e. on Basel Annexes VIII and IX codes, OECD codes and Y-codes, can be found in a Guidance/Instruction Manual available from the OECD and the Secretariat of the Basel Convention.



**17. 輸出者及び発生者 (1) による申告：**

上記の情報は私の知る限りにおいて完全かつ正確であることを証明します。また、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、並びに、越境移動に対して適用される保険又は金銭的保証が現に有効であること及び将来発効することを証明します。

輸出者名： 日付：

署名：

署名者の氏名（ローマ字表記）：

発生者名： 日付：

署名：

署名者の氏名（ローマ字表記）：

**18. 添付資料の数****権限のある当局使用欄**

(以下欄の使用は任意。レターでの回答でも可)

**19. 輸入国／通過国 (1) の権限のある関連当局による受領確認：**

国：

通告受領日：

受領確認送付日：

権限のある当局の名称：

押印及び／又は署名：

署名者の氏名（ローマ字表記）：

**20. 移動に対し権限のある当局（国）が回答した書面による同意 (1 ; 8)：**

同意日：

同意発効日：

失効日：

特定条件：なし：

ありの場合第 21 欄を参照 (6)：

権限のある当局の名称：

押印及び／又は署名：

署名者の氏名（ローマ字表記）：

**21. 同意に付された特定条件又は拒否の理由**

- (1) OECD 非加盟国向け輸出の際の必要事項。
- (2) R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業の場合、R12/R13 又は D13-D15 のいずれかの作業を行う施設に続く施設、及び R1-R11 又は D1-D12 の作業を行う 1 つ又は 2 つ以上の施設に続く施設に関する情報を添付すること。
- (3) OECD 域内の移動及び第 3 欄の B(ii) に該当する場合のみ、記入すること。
- (4) 複数回の移動の場合、詳細を添付すること。
- (5) 次ページの略語及び分類記号一覧を参照のこと。
- (6) 必要な場合、詳細を添付のこと。
- (7) 複数業者の場合、一覧を添付のこと。
- (8) 関係国の法令により必要とされている場合。



## 通告書で使用する略語及び分類記号一覧

### 処分作業（第 11 欄）

- D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）
- D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）
- D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）
- D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること）
- D5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること）
- D6 海洋を除く水域への放出
- D7 海洋への放出（海底下への挿入を含む）
- D8 この一覧において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの
- D9 この一覧において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこの一覧に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煨焼、中和、沈殿）
- D10 陸上における焼却
- D11 海洋における焼却
- D12 永久保管（例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること）
- D13 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合
- D14 この一覧に掲げるいずれかの作業に先立つこん包
- D15 この一覧に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

### 回収作業（第 11 欄）

- R1 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（バーゼル条約及び OECD 決定）－主として燃料としての利用又はエネルギーを得るための他の手段としての利用（EU）
- R2 溶剤の回収利用又は再生
- R3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R6 酸又は塩基の再生
- R7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R8 触媒からの成分の回収
- R9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R11 R1 から R10 までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R12 R1 から R11 までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R13 この一覧に掲げるいずれかの作業のための物の集積

### こん包の形態（第 7 欄）

1. ドラム缶
2. 木樽
3. ジェリー缶
4. 箱
5. 袋
6. 混合こん包
7. 圧縮容器
8. ばら積み

### H 番号及び国際連合分類区分（第 14 欄）

国際連合 分類区分	H 番号	特性
1	H1	爆発性
3	H3	引火性の液体
4.1	H4.1	可燃性の固体
4.2	H4.2	自然発火しやすい物質又は廃棄物
4.3	H4.3	水と作用して引火性のガスを発生する物質

9. その他（明細を記入すること）		又は廃棄物 前ページからの続き
<b>運搬手段（第 8 欄）</b>  R=道路 T=鉄道 S=海路 A=空路 W=内水航路	5.1 H5.1 5.2 H5.2 6.1 H6.1 6.2 H6.2 8 H8 9 H10 9 H11 9 H12 9 H13	酸化性 有機過酸化物 毒性（急性） 病毒をうつしやすい物質 腐食性 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発生 毒性（遅発性又は慢性） 生態毒性
<b>物理的特性（第 13 欄）</b>  1. 粉状又は粉 2. 固形物 3. 高粘着性又は糊状 4. 泥状 5. 液状 6. ガス状 7. その他（明細を記入すること）		処分後、何らかの方法により、上記に掲げる特性を有する他の物（例えば、浸出液）を生成することが可能な物

詳細に関して、特に廃棄物の同定（第 14 欄）に関連するバーゼル条約附属書Ⅷ及びⅨの分類記号、OECD 決定の分類記号及び Y 番号については、OECD 及びバーゼル条約



別紙様式（通告書）に示す書類（記入例）

(別紙様式)

Notification document for transboundary movements/shipments of waste

<b>1. Exporter - notifier</b> Registration No: Name: XXXX CO.,LTD Address: X-X-X XXXX,XX-KU,TOKYO,JAPAN Contact person: XXXXXX Tel: +81-3-XXXX-XXXX Fax: +81-3-XXXX-XXXX E-mail: XXXXX@XXXX		<b>3. Notification No:</b> <b>Notification concerning</b> A.(i) Individual shipment: <input type="checkbox"/> (ii) Multiple shipments: <input checked="" type="checkbox"/> B.(i) Disposal (1): <input type="checkbox"/> (ii) Recovery: <input checked="" type="checkbox"/> C. Pre-consented recovery facility (2,3) Yes <input type="checkbox"/> No <input checked="" type="checkbox"/>													
<b>2. Importer - consignee</b> Registration No: Name: XXXX INC. Address: 111,XXX-XXX,XXXX,XXXX,KOREA Contact person: XXXXXX Tel: +82-2-XXX-XXXX Fax: +82-2-XXX-XXXX E-mail: XXXX@XXXX		<b>4. Total intended number of shipments:</b> 11 <b>5. Total intended quantity Tonnes (Mg);m<sup>3</sup>: (4):</b> 1000													
<b>8. Intended carrier(s)</b> Registration No: Name(7): Address: SEE ATTACHED LIST NO.X Contact person: Tel: Fax: E-mail: Means of transport (5):		<b>6. Intended period of time for shipment(s) (4):</b> Start date 1/11/2015 Last date: 31/10/2016 <b>7. Packaging type(s) (5):</b> Special handling requirements (6): Yes: <input type="checkbox"/> No: <input checked="" type="checkbox"/> <b>11. Disposal / recovery operation(s) (2)</b> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">?</span> D-code / R-code (5): R4 Technology employed (6): PRODUCTING LEAD INGOT BY SMELTING													
<b>9. Waste generator(s) - producer(s) (7)</b> Registration No: Name: Address: SAME AS BLOCK 1 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Site of generation (6) Process of generation (6)		Reason for export (1,6): <b>FOR RECOVERY RECYCLING</b> <b>12. Designation and composition of the waste (6):</b> LEAD ACID BATTERY(ISRI-RINK)													
<b>10. Disposal facility (2):</b> <input type="checkbox"/> or recovery facility (2): <input type="checkbox"/> Registration No: Name: Address: SAME AS BLOCK 2 Contact person: Tel: Fax: E-mail: Actual site of disposal/recovery (other than above):		<b>13. Physical characteristics (5):</b> 2 <b>14. Waste identification (fill in relevant codes. *required to state)</b> (i) Basel Annex VIII (or IX if applicable)*: A1160 (ii) OECD code (if different from (i)): * (iii) EC list of wastes: (iv) National code in country of export: (v) National code in country of import: (vi) Other (specify): (vii) Y-code*: Y31.Y34 (viii) H-code* (5): H6.1.H11 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">?</span> (ix) UN class (5): 6.1.9 (x) UN Number: (xi) UN Shipping name: (xii) Customs code(s) (HS)*: XXXXXXXXX													
<b>15. (a) Countries/States concerned, (b) Name and Code no. of competent authorities where applicable, (c) Specific points of exit or entry (border crossing or port)</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">State of export - dispatch</th> <th style="width: 33%;">State(s) of transit (entry and exit)(6)</th> <th style="width: 33%;">State of import - destination</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) JAPAN</td> <td>DIRECT</td> <td>KOREA</td> </tr> <tr> <td>(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT</td> <td></td> <td>ENVIRONMENTAL MANAGEMENT DIVISION</td> </tr> <tr> <td>(c) TOKYO</td> <td></td> <td>BUSAN</td> </tr> </tbody> </table>				State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination	(a) JAPAN	DIRECT	KOREA	(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT		ENVIRONMENTAL MANAGEMENT DIVISION	(c) TOKYO		BUSAN
State of export - dispatch	State(s) of transit (entry and exit)(6)	State of import - destination													
(a) JAPAN	DIRECT	KOREA													
(b) MINISTRY OF THE ENVIRONMENT		ENVIRONMENTAL MANAGEMENT DIVISION													
(c) TOKYO		BUSAN													
<b>16. Customs offices of entry and/or exit and/or export (European Community):</b> Entry: Exit: Export:															
<b>17. Exporter's - notifier's / generator's - producer's (1) declaration:</b> I certify that the information is complete and correct to my best knowledge. I also certify that legally enforceable written contractual obligations have been entered into and that any applicable insurance or other financial guarantee is or shall be in force covering the transboundary movement.			<b>18. Number of annexes attached</b>  2												
Exporter's - notifier's name: XXXX CO., LTD. Date: 01.09.15 Signature: (Printed name) (XXXXXXXX) Generator's - producer's name: XXXX CO.,LTD Date: 01.09.15 Signature: (Printed name) (XXXXXXXX)															
<b>FOR USE BY COMPETENT AUTHORITIES(Optionally, other forms are also acceptable)</b>															
<b>19. Acknowledgement from the relevant competent authority of countries of import - destination / transit (1):</b> Country: Notification received on: Acknowledgement sent on: Name of competent authority: Stamp and/or signature:		<b>20. Written consent (1,8) to the movement provided by the competent authority of (country):</b> Consent given on: Consent valid from: until: Specific conditions: No: <input type="checkbox"/> If Yes, see block 21 (6): <input type="checkbox"/> Name of competent authority: Stamp and/or signature:													
<b>21. Specific conditions on consenting to the movement document or reasons for objecting</b>															

(1) Required by the Basel Convention  
 (2) In the case of an R12/R13 or D13-D15 operation, also attach corresponding information on any subsequent R12/R13 or D13-D15 facilities and on the subsequent R1-R11 or D1-D12 facility(ies) when required  
 (3) To be completed for movements within the OECD area and only if B(ii) applies  
 (4) Attach detailed list if multiple shipments  
 (5) See list of abbreviations and codes on the next page  
 (6) Attach details if necessary  
 (7) Attach list if more than one  
 (8) If required by national legislation

## (参考 4-5) 通告書作成のための説明書

### < 記入上の注意点 >

記入は、英語で、ブロック体の大文字を用いて記入すること。代表者氏名には大文字の署名を添えること。

日付は 6 桁の表記を用いること。例えば、2015 年 9 月 1 日は 01.09.15（日、月、年）と表すこと。

付属書類を添付して追加的な情報を提供する必要がある場合は、該当する欄に添付資料の参照番号を記入すること（例えば、「SEE ATTACHED SHEET No.1」）。添付書類は通し番号（No.）を付すこと。また、該当する欄番号を引用すること（例えば、添付書類に「BLOCK 1」と記入）。

第 1 欄～第 18 欄は、輸出者が記入すること（第 3 欄の通告番号を除く）。可能な場合は、特定有害廃棄物等の発生者が第 17 欄にも署名すること。

欄中の脚注番号(1)～(8)については、欄外の脚注を参照すること。

### < 記載要領 >

**第 1 欄及び第 2 欄**：輸出者及び輸入者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。これら情報は、特定有害廃棄物等の移動中に、必要に応じて、容易に連絡が取れるようにするため記載を求めるものである。

**第 3 欄**：次のいずれかを表示するために、該当する枠内にチェックを入れること。なお、通告番号は、経済産業省において記入するので空欄にしておくこと。

(A) (i) 通告が 1 回の移動を対象としているか、又は (ii) 複数回の移動を対象としているか（包括的通告）。

(B) 運搬する特定有害廃棄物等が (i) 処分を目的としているか（OECD 加盟国向けの場合は対象外）、又は (ii) 回収を目的としているか。

(C) 運搬する特定有害廃棄物等の目的地が、OECD 理事会決定（※）における「黄級規制手続」のケース 2 に従い、黄級規制手続が適用される特定の特定有害廃棄物等を受け入れるために、事前の同意が与えられている施設（Pre-consented recovery facility）であるかどうか（輸入国により与えられる承認であり、該当するかどうかは輸入者に確認する）。

※環境省ホームページを参照：<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/index2.html>

**第4欄、第5欄及び第6欄**：1回又は複数回の移動について、第4欄に予定移動回数を記入すること。第5欄には特定有害廃棄物等の重量をトン（1メガグラム（Mg）又は1,000kg）、あるいは体積を立方メートル（1,000リットル）で表記すること。キログラムやリットルのような他のメートル法の単位での表記も可能であるが、これらを用いる場合は、書類上の単位を削除の上、使用する計量単位を表記すること。

複数回の移動の場合、総運搬量は第5欄で申告した量を超過してはならない。第6欄には、予定される移動の開始日及び完了日（複数回の移動の場合は最後の移動の完了日）を記入すること。予定移動期間は1年を超えることができない。なお、バーゼル条約では、判明している場合には、第5欄及び第6欄又は添付資料に個々の運搬の予定期間を記入する必要がある。

輸入国の権限のある当局が同意書を交付した場合において、同意書に記載された有効期限又は第20欄に記載された有効期間と第6欄で示された予定期間が異なる時は、権限のある当局の決定は第6欄の情報に優先する。

**第7欄**：こん包の形態は「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された分類記号を用いて表示すること。特別の取扱の指示とは、特定有害廃棄物等の発生者が従業員に対して取扱いの指示をする必要があるような健康や安全に関する情報である。そうした指示のある場合は、「Yes」を選択し、別紙に情報を記入し、添付すること。

**第8欄**：特定有害廃棄物等の運搬者について、氏名又は名称、住所又は所在地（国名を含む）、連絡責任者の氏名、電話番号、ファックス番号（国番号を含む）及び電子メールアドレスを記入すること。複数の運搬者が関わる場合は、それぞれの運搬者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。運搬手段については、「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載された略語を用いて表示すること。

**第9欄**：特定有害廃棄物等の発生者についての情報を記入すること。輸出者が特定有害廃棄物等の発生者である時は、「SAME AS BLOCK 1」（第1欄に同じ）と記入すること。複数の発生者が存在する場合は、「SEE ATTACHED LIST No.X（添付Xを参照）」等と書き、それぞれの発生者について必要な情報を網羅した一覧を添付すること。発生者が不明の場合は、当該特定有害廃棄物等を所有又は管理する者（輸出者等）の氏名又は名称を記入すること。また、特定有害廃棄物等が発生された過程及び発生された場所についての情報も記入すること。

**第10欄**：特定有害廃棄物等の行き先に関する情報として、該当する施設の種類（処分施設か回収施設か）を選択する。処分者又は回収者が輸入者でもある場合、ここに「SAME AS BLOCK 2」（第2欄に同じ）と記入すること。処分又は回収作業が（「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている作業の定義に従い）R12、R13又はD13-D15である場合、それに続く作業を行う可能性がある場合は、それについても同様の情報を別紙に記入し添付すること。また、処分又は回収の場所が施設の所在地と異なる場合は、実際の場所に

ついでに情報を記入すること。

**第 11 欄：**「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号 R 又は分類記号 D を用いて回収又は処分作業の種類を表示する。処分又は回収作業が R12、R13 又は D13-D15 である場合、それに続く作業についても、最初の作業と同様の情報を別紙に記入し添付すること。適用した技術及び理由についても記入すること（輸出承認申請理由書に記載する理由と同じ内容とすること）。ただし、OECD 加盟国向けの輸出の場合は、輸出の理由は記載不要とする。

**第 12 欄：**輸出する特定有害廃棄物等の一般的に知られている名称（使用済み鉛蓄電池の場合はスクラップ・リサイクル業協会（ISRI）が定める鉛蓄電池のコードも併記）、及び主な組成物の名称について記入すること（関係国の国内法規で当該特定有害廃棄物等がもたらす特性や有害な成分の性質及び濃度が求められる場合があることに留意が必要）。必要な場合は別紙を添付し詳細情報を記入する。

**第 13 欄：**通常の温度及び気圧の下での特定有害廃棄物等の物理的な特性を「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」に記載されている分類記号を用いて表示すること。

**第 14 欄：**廃棄物を識別する分類記号を、該当する規制体系（(i)、(ii)）及びその他の認められている分類体系（(iii)~(xii)）に従い記入すること。\*付きの(i)、(vii)、(viii)及び(xii)は必須記入項目。

(i)：バーゼル条約及び OECD 理事会決定の規制対象となる特定有害廃棄物等は、バーゼル条約附属書 VIII（A 表）(※)の分類記号を用いること（OECD 理事会決定附属書 4 第 1 部を参照 (※)）。

(ii)：OECD 加盟国向け輸出であって、(i)に該当しない場合、OECD 理事会決定附属書 3 及び 4 の第 2 部 (※)に掲げる特定有害廃棄物等について、同理事会決定の分類記号を記入すること。

(iii)：欧州共同体の廃棄物一覧に掲げる分類記号（EU 向け輸出の場合のみ）

(iv)：「輸出国で使用される国内識別記号」は記入不要。

(v)：「輸入国で使用される国内識別記号」を把握している場合は記入すること。

(vi)：その他、廃棄物の識別を容易にする他の分類記号又は詳細情報をここに追加する。

(vii)：「規制する廃棄物の分類」（バーゼル条約附属書 I (※)及び OECD 理事会決定附属書 1 (※)を参照）あるいは「特別の考慮を必要とする廃棄物の分類」（バーゼル条約附属書 II

(※)を参照)に従い、適切な Y 番号を記入する (2 つ以上ある場合は全て記入)。

(viii) : 特定有害廃棄物等が示す有害特性の分類記号 (附属書Ⅲ「有害な特性の表」を参照)である H 番号を記入する (2 つ以上ある場合は全て記入) (「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(ix) : (viii)に対応する国際連合分類区分を記入する (「通告書で使用する略語及び分類記号一覧」を参照)。

(x 及び xi) : 国際連合番号及び国際連合品名を記入する (国際連合の危険物輸送に関する勧告、モデル規則 (オレンジブック) の最新版を参照)。

(xii) : 輸出統計品目番号を記入する

輸出統計品目表 (財務省ホームページ) : <http://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

**第 15 欄** : (a)行には、通過国名及び輸入国名を記入する。(b)行には、各国の権限のある当局の名称を記入し、(c)行には、港の名称又は国境検問所を記入する。バーゼル条約では、複数回の移動を行う包括的な通告の場合は、同一の税関を経由する場合に限られることから、本欄は必ず記入すること。

通過国については、(c)行に出入国地点の情報を記入するとともに、括弧書きで transshipment (積替え)、call/stop (寄港)、pass (運河などの通過) 等、通過の形態についても記載すること。通過国が 3 ヶ国を超える場合は、必要な情報を別紙に記入し添付する。

**第 16 欄** : 欧州連合加盟国の出入国又は通過についての記入欄 (EU 向け輸出の場合のみ)。

**第 17 欄** : 第 1 欄～第 16 欄に示した情報が正確であること、法的効力のある書面による契約義務条項が締結されていること、越境移動に対して適用される金銭的保証が現に有効であること又は将来発行することを証明するため、輸出者の氏名又は名称、署名及び署名を行った日付を記す (署名に関しては、括弧内にローマ字でも記載) とともに、関連する契約書等又は金銭的保証に係る書類を添付すること。

なお、バーゼル条約では、特定有害廃棄物等の発生者も申告書に署名することが求められている (OECD 加盟国向け輸出の場合には、この限りではない)。発生者が輸入者と同じである場合は、輸入者の署名のみでよい。複数の発生者がおり署名できない場合は、発生者と輸出者の間の合意事項が明らかであることを示すことにより (両者の間の契約書を添付する等)、発生者の署名は省略することができる。さらに、発生者が不明の場合は、特定有害廃棄物等を所有又は管理している者 (輸出者等) が署名をすること。

なお、署名が企業等の代表者のものでない場合は、代表者に委任された者の署名である必要がある。

**第 18 欄** : 添付書類の数を記入すること。添付資料が複数ある場合は、添付資料一覧を作成

し、表紙として添付するとともに、各添付資料が通告書のどの欄に関するものを明示する。

**第 19 欄、第 20 欄及び第 21 欄**：輸入国の権限のある当局のための記入欄（記入不要）。



(参考 4-6) 特別有効期間設定依頼書 (記入例)

(様式例)  
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 (氏名又は名称) 印  
(住 所)  
担当者 (所属部署名)  
(氏 名)  
(電話番号)

特別有効期間設定申請書

当該貨物は、契約が包括的で移動回数も複数回にわたるため、相手国の同意期限までの特別有効期間の設定をお願い致します。

1. 仕向地：
2. 買主名：
3. 最終需要者名：
4. 貨物の概要 (商品名、型及び等級)：
5. 数量：

(参考 4-7) 市況の変動により取引価格が逆有償になる場合は取引を見合わせる旨又は廃棄物処理法の輸出許可を得る旨の確認証（逆有償になる可能性がある取引の場合に限る）



〇年〇月〇日

環境大臣 殿

- 当該取引の責任者名が記載されている

〒〇〇〇-〇〇〇〇

住所 〇〇県〇〇市〇〇

社名 〇〇株式会社

責任者名 〇〇部長 〇〇〇〇

社印

### 市況変動により逆有償取引となる場合の対応について

下記の輸入国当局からの通告案件に係る特定有害廃棄物等の輸出について、市況の変動により輸出時の取引価格が逆有償となる場合には、取引を見合わせます。

- 廃棄物処理法に基づく輸出許可の取得が可能な場合には、その旨でも可。

輸出者： 〇〇株式会社  
輸出国： 〇〇共和国  
輸入者： 〇〇Co., Ltd.  
対象貨物： 使用済み〇〇（※申請に記載の英文で可）  
輸出数量： 計〇〇kg／トン  
申請日： 〇年〇月〇日

- どの輸出承認申請案件に係る確認書であるのかが特定できる情報が記載されているか
- 各項目の内容は申請内容と整合しているか